

車椅子業務と遺失物業務の混同はやめよ！！

「東京駅営業三科の特殊な勤務指定、及び勤務開始前の作業指示」に関する緊急申し入れ！！

4月30日 新幹線地本は、東京駅営業三科の5月分勤務指定において乗客担当の社員2名が5月3日と4日に限り遺失物の「日勤2」勤務になっていることに対して会社に緊急に申し入れを行いました。今回の事象は社員が遺失物業務の作業を行い、忙しくなったら乗客の車椅子業務に就くという作業指示が出されたものです。これは、以前になかった勤務であり労働条件の変更にもあたる事象です。会社がこのことに対して作業体系や作業指示等について労働組合に一切の説明がされないことは看過できない問題です。

休憩時間内における起床確認は時間外労働だ！！

さらに5月1日より泊まり勤務の乗客担当社員は朝起床後に、休憩時間中にも関わらず東京駅内勤へ確認の電話を入れ勤務開始5分前に内勤へ立ち寄ることを作業指示として行われるのです。

勤務開始時間5分前はまだ休憩時間であるため休憩時間内の作業を指示するのは違法であり許されることではありません。労働条件の問題であるため会社は早急に団体交渉の場をつくり労働組合との協議をするべきです。

労働強化を許さない為、皆で声を出そう！！